



令和8年4月から

自転車の青切符制度が始まったね

🚲 自転車は、原則「車道の左側」を通行します 🚲



Q; 自転車で歩道を走ると青切符で取り締まりを受けるの？



A; 歩道を通行している違反については、通常「指導警告」が行われます。
基本的に取り締まりの対象になることはありません。
ただし、歩行者を立ち止まらせる行為や警察官の警告に従わなかった場合には、取り締まりを受けることがあります。

🚲 例外! 歩道を走るときは

普通自転車が歩道を通行できる例外

- 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき
- 道路工事や連続した駐車車両があるとき、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなどのとき
- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識、標示があるとき



「🚲 TOKYO 自転車ルールブック」より抜粋



八王子市内では、ひよどり山トンネルを除いてこの標識は、撤去されています

歩道では、歩行者を優先に 車道寄りを徐行しましょう

あんぷりくんからのワンポイント

自転車の傘さし運転は、禁止です。
雨天時は、雨衣(レインウェア等)を着て、両手でハンドル、ブレーキ操作ができるようにしましょう。また路面が滑りやすいので、スピードをおとして ゆっくり走りましょう。

